

協議 2号

5 職 第 413 号

令和 6 年 3 月 22 日

長野市教育委員会 様

長野市長 荻原 健司



事務の補助執行について（協議）

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和45年長野市訓令第8号）の一部を下記のとおり改正したいので、地方自治法第180条の2の規定により協議します。

記

1 改正する事項

- (1) 文化財課を市長部局へ移管するため、補助執行事務から長野市伝統環境保存条例に関するものを削除し、市長の事務とする。
- (2) 長野市有償旅客運送自動車に関する補助執行事務の対象路線から信州新町線を削除する。
- (3) 博物館を市長部局へ移管するため、補助執行事務に中条郷土資料室の使用許可及び室の開閉に関するものを加える。
- (4) その他条文を整理する。

改正後	改正前
(長野市教育委員会) 第4条 市長は、次に掲げる長野市教育委員会の所掌に係る事項その他事務を当該執行機関の事務局職員及び教育機関等の職員に補助執行させるものとする。 (1)～(18) 略 (19) 長野市青少年保護育成条例（平	(長野市教育委員会) 第4条 市長は、次に掲げる長野市教育委員会の所掌に係る事項その他事務を当該執行機関の事務局職員及び教育機関等の職員に補助執行させるものとする。 (1)～(18) 略 (19) 長野市青少年保護育成条例

<p>成14年長野市条例第37号) に関する こと。</p> <p>(20)～(22) 略</p> <p>(23) 長野市有償旅客運送自動車に関する こと(信里線に限る。)</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) <u>中条郷土資料室の使用及び室の 開閉に関すること。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる事項については、当該事 務局の課長、学校以外の教育機関等 の長及び長野市立高等学校の事務長は専 決することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第1項第6号、第8号及び第9 号に掲げる事項並びに同項第7号に 掲げる事項(収用対償地の購入費及 び補償料に係る預り金の払いの原因 となる契約等及び支出命令にあつて は、1件200万円未満のものに限 る。)に関すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(平成14年長野市条例第37号) 及び <u>長野市伝統環境保存条例(昭和58年 長野市条例第19号)</u>に関すること。</p> <p>(20)～(22) 略</p> <p>(23) 長野市有償旅客運送自動車に関 すること(信里線及び信州新町線に限 る。)</p> <p>(24) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる事項については、当該事 務局の課長、学校以外の教育機関等 の長及び長野市立高等学校の事務長は専 決することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 第1項第6号、第8号及び第9 号に掲げる事項並びに第7号に掲げ る事項(収用対償地の購入費及び補 償料に係る預り金の払いの原因とな る契約等及び支出命令にあつては、 1件200万円未満のものに限る。) に関すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>4 略</p>
---	---

2 実施予定日 令和6年4月1日から

担当：総務部職員課 清水
内線 2 1 6 4